

警察署協議会会議録

若松警察署協議会

開催年月日時	令和2年7月31日 午後4時30分 から 令和2年7月31日 午後5時45分 まで	
開催場所	若松警察署3階会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下10名
	警察署	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶】 本年4月に新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が発令されたため、警察署協議会の開催を控えていたが、5月25日に全都道府県の宣言が解除されたことから、感染防止に配慮した上で、本日警察署協議会を開催することになった。 6ヶ月ぶりの開催となるが、本日も若松警察署運営に関する活発な意見を願います。</p> <p>【署長挨拶】 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、4月に開催予定であった第2回警察署協議会が中止となったことから、福岡県の緊急事態宣言解除後の5月から、若松警察署の情勢等について、委員の皆様個別に説明させていただいた。 本日、6ヶ月ぶりに委員の皆様一堂に会して、若松警察署運営に関して意見交換をしていただくことは、新型コロナウイルスの各種対策を経た今、大変貴重な機会であると改めて認識している。 我々にとって耳の痛い御意見ほど、業務改善や警察署運営にいかせると考えているので、ぜひとも忌憚のない御意見をいただきたい。</p> <p>【新委員挨拶】 若松区は区役所、警察署、消防署の連携が強く、地域住民や企業の安全安心に対する意識が高いと認識している。 警察署協議会委員となったことで、安全安心の一助となるよう尽力したい。</p> <p>【幹部による自己紹介】 今春の異動で着任した総務課長、地域課長がそれぞれ自己紹介をおこなった。</p>		

議 事 概 要

【報告事項】（署長）

- 1 令和2年1月から令和2年6月の若松警察署管内の安全・安心の確保について
 - (1) 刑法犯認知件数および110番受理件数の推移
福岡県下及び若松警察署管内
 - (2) 福岡県警察の三大重点目標に係る現状と取組
 - ア 暴力団の壊滅
 - イ 飲酒運転の撲滅
 - ウ 性犯罪の根絶
 - (3) 福岡県警察の重点目標に係る現状と取組
 - ア ニセ電話詐欺等の予防・検挙
 - イ サイバー犯罪等身近な犯罪の予防・検挙
 - ウ 子供の安全を守るための対策の強化
 - エ 高齢者等の交通事故の抑止
 - オ テロの未然防止と災害対策の強化
 - カ 厳正な規律の保持と現場執行力の強化
- 2 若松警察署3つの取組
 - (1) レッド走行の徹底
 - (2) タイムリーな安全情報の発信
 - (3) 迅速・的確・丁寧な事案対応
- 3 若松警察署における新しい取組
 - (1) かかりつけ医制度の活用
 - (2) 高齢者へのGPS機の普及
 - (3) 警察署サポーター制度

～委員のみで20分間議題等について検討した後、質疑応答を実施～

【質疑応答】

- 委員から「先般、テレビ番組で警視庁の葛西警察署に新設された初動捜査班について特集されていた。同係では、10年来隣人宅の玄関ドアの鍵穴を接着剤で埋めたり、花壇を壊すなどの迷惑行為を行った者に対する地道な捜査の結果、住居侵入罪で現行犯逮捕に至った事例を紹介しており、軽微な犯罪行為を芽のうちに摘み、重大な犯罪の発生を予防する、効果的な施策であると感じた。福岡県警察では、同様の係の新設の予定はあるか。」旨の質疑があり、署長から「初動捜査班は、葛西警察署独自の取組と聞いている。若松警察署では、今のところ同様の係を新設する予定はないが、近所トラブルなどが大きな事案に発展するケースもあり、初動捜査が重要であることは十分認識している。したがって、一つ一つの事案を迅速・的確に取り扱い、関係者の背景事情を考慮して対応するよう指示している。」旨の回答があった。

議 事 概 要

- 委員から「あおり運転に対する罰則が創設されたが、具体的にはどのような行為が処罰の対象となるのか。」旨の質疑があり、交通課長から、「東名高速で発生したあおり運転に起因する死亡事故等、あおり運転行為による事故や事件が全国各地で続発し、社会問題化したことを背景に妨害運転罪（あおり運転）が創設されたため、大変重たい罰則となっている。妨害運転罪が成立するためには、相手の車両の通行を妨害する目的で一定の違反行為を行うだけでは足りず、さらに、その妨害行為が、相手を交通事故に至らしめるようなものでなければならない。
施行後間がなく、検挙事例も少ないため、具体的にどのような行為が処罰の対象となるか一概に言えないが、検挙する場合は、客観的な証拠となるドライブレコーダーの映像、目撃者の証言、当事者からの事情聴取等を総合的に判断し、事故発生の可能性を明確にして違反行為を立証する等、慎重な判断が必要になる。」旨の回答があり、署長から「あおり運転に関する社会の関心も高く、警察への通報も増加傾向にある。どのような運転行為があおり運転にあたるかを市民の皆様へ広報周知するとともに、あおり運転を抑止するため、パトロールや交通指導取締りを強化していきたい。」旨の回答があった。
- 委員から「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日本から出国した外国人は、滞在資格に関わらず再入国することができず、帰国した留学生が日本の大学に戻れない事態となっている。新型コロナウイルス感染が拡大するなか、外国人に対する差別や偏見が増長するのではないかと懸念している。留学生の不安を払拭するための警察の施策についてお尋ねしたい。」旨の質疑があり、署長から「留学生が抱える様々な問題を解決するため、留学生を擁する管内の大学を定期的に訪問し連絡を取り合うことで、不安の解消を図っている。またSNS上の誹謗・中傷等が懸念されることから、担当係で適宜サイバーパトロールを行っている。新型コロナウイルスに関連するか否かを問わず、留学生が犯罪に巻き込まれたり、何らかの被害を受けた場合はすぐに若松警察署に通報していただきたい。」旨の回答があった。
- 委員から「京都市で、難病のALSの患者から依頼を受け、薬物を投与して殺害したとして、囑託殺人の容疑で医師2名が逮捕された。安楽死について、患者の真摯な依頼があっても罪として裁くことができるのか。」旨の質疑があり、署長から「今後の捜査で詳細が解明されると思うが、警察は刑罰法規に触れる行為を捜査する機関である。いわゆる安楽死事件についての有罪無罪等の判断は司法の範疇となるので、コメントは差し控える。」旨の回答があった。

議 事 概 要

- 委員から「日本警察の父と称される川路大警視についての資料を作成した。若松警察署協議会委員として、警察への理解を深めるためにもぜひ一読を願いたい。」旨の意見があった。

以 上